

宮津線 100 周年記念ロゴマーク使用規程

宮津線 100 周年記念事業実行委員会

（目的）

第 1 条 宮津線 100 周年に関する多様な事業や活動等の広報媒体等に「宮津線 100 周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用することで、宮津線 100 周年について多くの方に広く知っていただき、機運醸成を図ることを目的とします。本規程では、ロゴマークの使用に際し、必要な事項を定めるものとします。

（使用方法）

第 2 条 ロゴマークを使用する際は、あらかじめ使用申請書（別記第 1 号様式）を宮津線 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出し、実行委員会から許可を受けてください。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事業等については、使用許可手続きは不要としますが、あらかじめ使用届（別記第 2 号様式）を実行委員会に提出してください。

- （1） 実行委員会を構成する委員、アドバイザーが実施する宮津線 100 周年に関する事業や活動の広報等
- （2） 実行委員会が参画、共催又は後援している事業
- （3） 実行委員会の会議で事業計画が報告されている事業

3 使用期間は、原則として使用許可の日又は使用届の提出の日から翌年 3 月末までとしますが、翌年 4 月以降も継続して使用する場合は、使用届の使用終期に記した年月を使用期間の終期とします。

（使用対象者）

第 3 条 ロゴマークの使用対象者は、第 1 条の目的に賛同し、宮津線 100 周年を応援する者となります。

（使用目的）

第 4 条 以下に記載する事業や活動等に積極的に利用してください。

- （1） 公的機関のほか、民間事業者、その他任意団体等が実施する宮津線 100 周年に関する事業や活動の広報（ノベルティを含む）
- （2） 企業や団体等で利用する物品類への掲載（名刺、団体内のみで利用する事務用品、封筒、ホームページ・SNS などのWEB媒体、ポスター・パンフレット、製品パッケージ等）

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークのデザインは、別表の基本デザインを使用してください。用途に応じて、モノクロでの使用も可能です。視認性、判読性に留意しつつ、使用してください。

2 使用の際は、拡大または縮小することは可能ですが、形状の変更は認めません。ただし、実行委員会が認める場合はこの限りではありません。

3 遵守されない使用が判明した場合は、使用をお断りします。

(禁止事項)

第7条 以下に該当する場合は、ロゴマークの使用をお断りします。

(1) 事業、取組

ア 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。

ウ 第三者に対する誹謗中傷や差別等、利益を害するものと認められるとき。

エ 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するとき。

オ 反社会的勢力に関連付けた活動と認められるとき。

カ ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

キ 営利目的での使用にあたると認められるとき。ただし、第2条第2項各号に該当する場合又は宮津線 100 周年の広報等に寄与するものとして実行委員会が認める場合を除く。

ク その他、実行委員会において不適切であると判断したとき。

(2) 対象者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

イ 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員

ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

エ 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者

- オ 政治団体若しくはこれらに類する者
- カ 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- キ その他、実行委員会が不適切と認める者

(責任の制限)

第8条 ロゴマークの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切その責めを負いません。

(報告)

第9条 実行委員会は、ロゴマークの使用者に対し、適切な使用の観点で必要と認められる場合には、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができますこととします。

附 則

この規程は、令和7年7月12日から施行する。

(別表)

